

令和6年度 富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金 交付団体募集のお知らせ

富谷市では、市内の18歳未満の子どもを対象に、子どもの健やかな育成のため、安心して過ごせる居場所づくりの推進を図ることを目的とし、子どもに食事の提供をする子ども食堂などを運営する団体に対し、事業の開設及び運営に係る経費の一部を補助する事業を実施します。

補助対象となる事業

- 1 子どもに食事の提供を行うとともに、子どもが安心して過ごせる場所をつくる事業（以下「子どもの居場所づくり事業」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内で子ども食堂の開設又は子ども同士の遊びの体験、大人と関わる機会の創出などの提供を通じて、子どもの居場所づくりを行っている団体であること。
 - (2) 月1回開催かつ開催1回あたり本市に住所を有する子ども5名以上の参加があり、子どもに食事の提供を行うとともに、子どもが安心して過ごせる場所をつくる事業を実施すること。
 - (3) 子どもの発達に十分な栄養がある食事の提供を行うこと。
 - (4) 子どもへの生活支援又は相談支援を含む居場所づくりを実施すること。
 - (5) 開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助ができるスタッフを2名以上配置し子どもの安全面に注意して活動を行うこと。
 - (6) 開設時間は、1回あたり2時間以上であること。ただし、感染症拡大防止等その他やむをえない事情がある場合はこの限りではない。
- 2 子どもの居場所づくり事業を実施する団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 食事の提供を行う場合は、食品衛生上の責任者を置き、実施にあたっては管轄する保健福祉事務所の指導に基づき、適切に衛生管理を行うこと。
 - (2) 福祉的な支援を必要とする子ども及びその保護者を把握した場合は、市及び関係機関と連携を図り、必要な支援に結びつけること。ただし、虐待等により危害を加えられていることが疑われるときは、速やかに市又は児童相談所に通告すること。
 - (3) 利用料は徴収しないこと。ただし、食事または弁当の提供等の実費については徴収することができるが、食材費に相当する程度の低額にすること。
 - (4) 事故発生時の対応の保険に加入すること。
 - (5) 個人情報の適切な管理に十分配慮すること。
 - (6) 利用者の食物アレルギーの有無などを確認し、適切な対応をすること。
 - (7) 新型コロナウイルスなどの感染症防止対策を講じること。

補助対象団体

市内において、食事等の提供を通じて地域における見守りを行う団体であること。

- (1) 会則、規則、定款等の定めを有する団体でかつ代表者が明確であること。
- (2) 活動内容は公序良俗に反するものではない団体であること。
- (3) 政治、宗教、営利活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 1年以上継続して事業運営を適切に行うことができる団体であること。



補助金の交付額

- (1) 子どもの居場所づくり事業の開設に対する補助金は、別表第1の補助対象経費を合算した額から補助対象経費に係る寄付金及び協賛金その他収入（以下「寄付金等」という。）を控除した額とし、20万円を上限とする。
- (2) 子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金は、別表第1の補助対象費を合算した額から利用者より徴収した食材等の実費相当の額及び寄付金等を控除した額とし、月1回以上開催する場合は15万円を上限、月2回以上開催する場合は、30万円を上限とする。ただし、年度途中から活動を開始する場合の補助金限度額は、活動を開始する日の属する月から当該年度末までの残り月数による月割計算によるものとする。

※千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助金交付の制限等

- (1) 開設に対する補助金は、当該事業実施初年度に1回限り交付するものとし、子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金と併せて申請することができるものとする。
- (2) 子どもの居場所づくり事業の運営に対する補助金は、同一の団体について申請年度内に1回の交付とする。
- (3) 補助金の交付対象となる同一の団体に対する補助は、当該団体が前項の規定により補助金を初めて受けた年度から5か年度間とする。

申込み及び事前相談

【募集期間】 令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで

【申込場所】 富谷市役所 保健福祉部 子育て支援課

住所：富谷市富谷坂松田30番地

電話：022-358-0516

【申込時間】 午前8時30分から午後5時30分まで（年末年始・土日祝日を除く）

【申請書等】 窓口にて配布もしくはホームページよりダウンロードにて入手してください。

申請時提出書類

- ◆ 富谷市地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ◆ 事業実施計画書（様式第2号）
- ◆ 収支予算書（様式第3号）
- ◆ 誓約書（様式第4号）
- ◆ 団体等概要書（様式第5号）
- ◆ 団体規約、会則、役員名簿その他これらに類するもの



補助金の振り込み

原則、当該年度の活動完了後、実績報告をもとに補助金額を確定した上で振り込みます。

ただし、事前交付が必要な場合は、概算の補助金額を事前に振り込むことができます（概算払い）。

詳細につきましては、ご相談ください。

別表第1

費目	補助対象内訳	
開設経費※	工事請負費	・ 建物や整備の税抜10万円以内の改修費用を対象とする。 (例：柵等の製作，設置工事)
	備品購入費	・ 価格が税抜1万円以上で上限を税抜2万円とし，過度に高額なものは対象外とする。(例：高額な家電・食器類，大量の切手，移動のための自転車購入は対象外)
運営経費	食糧費（食料費）	・ 提供する食事の食材費を対象とする。 ※子どもの発達に十分に栄養がある食事であること。 ※飲用アルコール代，運営スタッフの会食代は補助対象外とする。購入した弁当や食事を含む。ただし，菓子などの配食等は対象経費として認めない。菓子は弁当や他の食材とセットで実施する場合のみ対象とする。
	消耗品費	・ 価格が税抜1万円未満のものに限る。 (例：調理器具や筆記用具等の購入費用，マスク，手指消毒用アルコール，使い捨て手袋等)
	印刷製本費	・ 事業開催案内・紹介のチラシ等を印刷する費用を対象とする。(例：団体の広告宣伝のための費用は対象外)
	光熱水費	・ 電気代，ガス代，上下水道代を対象とする。 ※補助事業の実施に要した金額を明示すること。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等の利用の場合は対象外
	賃借料又は会場借上料	自宅又は他の事業に使用する事務所と兼用している等，子どもの居場所づくり事業で使用されている空間とそれ以外の空間が分かち難い場合は，補助対象外とする。(例：一般アパートの一室を住宅と兼用するものとして借り上げる場合は対象外)
	検査費	・ 運営スタッフまたはボランティアの検便検査等の手数料を対象とする。
	報償費，旅費	・ 外部講師，専門家に係る謝金・旅費を対象とする。
	交通費	・ 事業に係るボランティアに限り，公共交通機関の運賃，ガソリン代について対象とする。 ・ 寄付された食材を受け取りに行く際や食材等購入の際の費用を対象とする。 ※富谷市内または近隣市町村からの運賃，ガソリン代に限る。
	保険料	・ 利用者や運営スタッフ，ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料を対象とする。
	通信費	・ 電話代及びハガキ・郵便切手代等を対象とする。
	負担金	・ 事業における食品衛生上の責任者となるための，食品衛生責任者陽性講習会の受講や活動を充実させるための研修を受講する場合の費用を対象とする。
備品購入費	・ 価格が税抜1万円以上で上限を税抜2万円とし，過度に高額なものは対象外とする。(例：高額な家電・食器類，大量の切手，移動のための自転車購入は対象外)	

※開設経費は，令和5年度以降に事業を開始する団体のみ補助対象とする。

※経費については，子どもの居場所づくり事業に必要な範囲及び実施に要したのものに限る。